

◆特定非営利活動法人の設立等の認証手続き◆

今治市は国家戦略特別区域に指定され、広島県・今治市国家戦略特別区域会議(第2回)において策定された「NPO 法人の設立手続きの迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例」の適用を含む区域計画が平成28年10月4日に内閣総理大臣の認定を受けました。

これに伴い、今治市に主たる事務所を置く NPO 法人の認証手続き（設立・定款変更・合併）が以下のとおり変更になりました。

なお、愛媛県内の2以上の市町に事務所を置く法人については、申請・届け先の窓口は愛媛県となるため、当該特例は適用されません。

NPO 法人の認証手続き（設立・定款変更・合併）の変更点

	変更前	変更後
申請書類の縦覧期間	受理日から2か月	受理日から2週間
縦覧開始の公告	今治市掲示場	今治市掲示場 今治市市民生活課ホームページ
縦覧書類の閲覧場所	今治市市民生活課 愛媛県男女参画・県民協働課 愛媛ボランティアネットワーク	今治市市民生活課 今治市市民生活課ホームページ 愛媛県男女参画・県民協働課 愛媛ボランティアネットワーク
縦覧書類の軽微な補正期間	受理日から1か月	受理日から1週間

お問い合わせは、今治市市民生活課（電話 0898-36-1530）まで

★今治市 市民生活課 ホームページにて詳細をご確認ください。

「市民活動の推進に関すること」内、「特定非営利活動法人に関すること」より、

特定非営利活動促進法の一部改正について

http://www.city.imabari.ehime.jp/seikatu/katudou/NPO_kaisei_H28/

特定非営利活動促進法に係る事務について

http://www.city.imabari.ehime.jp/seikatu/katudou/info_npo.html